

栄村通学路交通安全プログラム  
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年12月

栄村通学路安全推進会議

## 1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月31日に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、同年9月27日に緊急合同点検実施結果に基づく必要な対策内容について協議しました。

継続して通学路の安全確保に向けた取組を行うため、「栄村通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ることを目的とします。

## 2. 通学路安全推進会議

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「栄村通学路安全推進会議」(以下「推進会議」という。)で議論し、策定しました。

- (1) 飯山警察署
- (2) 北信建設事務所
- (3) 栄村交通安全協会
- (4) 栄村役場 産業建設課課長
- (5) 栄村立小・中学校学校長及びPTA会長
- (6) 栄村教育委員会教育長
- (7) 推進会議事務局 栄村教育委員会事務局

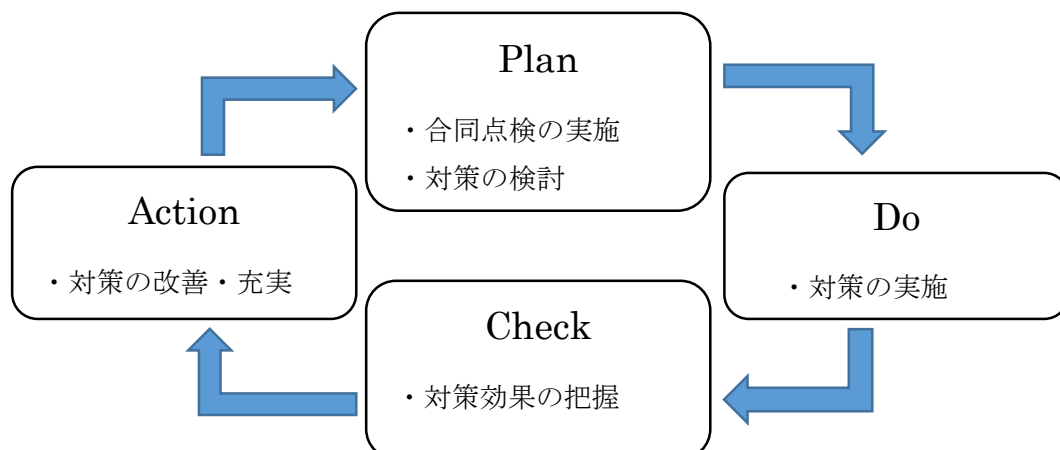
## 3. 取組方針

- (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、今後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

### [通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



## (2) 合同点検の実施

### ①実施時期等

- ・関係機関と連携して原則年1回の合同点検を実施します。
- ・積雪時についても必要に応じ合同点検を行います。
- ・効率的、効果的に点検を行うため、学校等からの要望事項を重点課題として設定し、合同点検を実施します。

### ②合同点検の体制

小学校、中学校、教育委員会、道路管理者、警察、交通安全協会、PTA等により合同点検を実施します。

### ③通学バス

栄村は集落が点在しており、通学バスを利用する児童生徒が多いことから、通学バスの安全運行・乗降場所について必要に応じて合同点検を行います。

## (3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

## (4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、保護者や地域の意見を集約し、対策効果の評価と検証を実施します。

## (6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・学校ごとの点検結果や対策内容について、関係者間で認識を共有するため、「対策一覧表」及び「対策箇所図」をまとめて作成し、公表します。

### 【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図